

四国中央市立地適正化計画 新旧対照表（本編）

頁	現行	変更後（案）
表紙	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月 令和 3 年 3 月変更を追加
6	<p>(2) 目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、おおむね 20 年先の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成 49 年（2037 年）とします。ただし、本計画は、居住や都市機能の誘導を図りながら都市構造を再構築していく性格を有しており、短時間で実現するものではありません。長期的な時間軸の中で計画的に進めていくべきものであるため、その先の将来も考慮した検討を行います。 <p>■目標年次（表）</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね 20 年後（西暦 2037 年頃、平成 49 年頃） 	<p>(2) 目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、おおむね 20 年先の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を令和 19 年（2037 年）とします。ただし、本計画は、居住や都市機能の誘導を図りながら都市構造を再構築していく性格を有しており、短時間で実現するものではありません。長期的な時間軸の中で計画的に進めていくべきものであるため、その先の将来も考慮した検討を行います。 <p>■目標年次（表）</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね 20 年後（西暦 2037 年頃、令和 19 年頃）
15	<p>(1) 総人口の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の総人口は、平成 2 年（1990 年）の 97,215 人をピークに、それ以降減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の人口は、平成 72 年（2060 年）には 49,558 人となり、平成 22 年（2010 年）の半数程度まで人口減少が進むと試算されています。 	<p>(1) 総人口の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の総人口は、平成 2 年（1990 年）の 97,215 人をピークに、それ以降減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の人口は、令和 42 年（2060 年）には 49,558 人となり、平成 22 年（2010 年）の半数程度まで人口減少が進むと試算されています。
18	<p>③地区別人口の見通し（平成 22 年～平成 62 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区別の人口分布の見通しを見ると、平成 62 年（2050 年）では 50 人以上の人口が集中するエリアが極端に減少する可能性があります。集中が見られる地区としては、金生町山田井周辺や JR 伊予三島駅周辺となります。 平成 22 年（2010 年）から平成 62 年（2050 年）の長期的な人口増 	<p>③地区別人口の見通し（平成 22 年～令和 32 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区別の人口分布の見通しを見ると、令和 32 年（2050 年）では 50 人以上の人口が集中するエリアが極端に減少する可能性があります。集中が見られる地区としては、金生町山田井周辺や JR 伊予三島駅周辺となります。 平成 22 年（2010 年）から令和 32 年（2050 年）の長期的な人口増

頁	現行	変更後（案）
	減を見ると、おおむね全ての地区で減少が見込まれており、特に JR 川之江駅西側や JR 伊予三島駅北側の中心市街地では、著しく減少する可能性があります。	減を見ると、おおむね全ての地区で減少が見込まれており、特に JR 川之江駅西側や JR 伊予三島駅北側の中心市街地では、著しく減少する可能性があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上の図の見出し「人口分布（H62）」 ・下の図の見出し「人口増減（H22～H62）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・上の図の見出し「人口分布（R32）」 ・下の図の見出し「人口増減（H22～R32）」
19	<p>（3）高齢化率の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 62 年（2050 年）の高齢化率の分布状況を見ると、大半が 40% 以上の高齢化率となっており、中でも都市計画区域外縁部で 60% を超える高い高齢化率が見込まれています。また、比較的中心部での高齢化が進むことが見込まれています。 	<p>（3）高齢化率の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 32 年（2050 年）の高齢化率の分布状況を見ると、大半が 40% 以上の高齢化率となっており、中でも都市計画区域外縁部で 60% を超える高い高齢化率が見込まれています。また、比較的中心部での高齢化が進むことが見込まれています。
	<p>図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率（H62） 	<p>図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率（R32）
23	<p>③ 公共交通の利便性・持続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 62 年（2050 年）には公共交通便利地域の人口が 1/3 程度に減少することから、路線の維持等が困難となる可能性があります。 	<p>③ 公共交通の利便性・持続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 32 年（2050 年）には公共交通便利地域の人口が 1/3 程度に減少することから、路線の維持等が困難となる可能性があります。
	<p>公共交通路線と人口推移（下の表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年号 H62 	<p>公共交通路線と人口推移（下の表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年号 R32
24	<p>下側の図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計人口（H62） 	<p>下側の図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計人口（R32）
25～27	<p>下側の図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計人口密度（H62） 	<p>下側の図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計人口密度（R32）
	<ul style="list-style-type: none"> ・最下段の表「H62」 	<ul style="list-style-type: none"> ・最下段の表「R32」
28	<p>（3）高齢者の福祉・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の公共交通の利便性の悪い地域（公共交通空白地域）において、平成 62 年（2050 年）の高齢化率が高いと予想される場所が 	<p>（3）高齢者の福祉・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の公共交通の利便性の悪い地域（公共交通空白地域）において、令和 32 年（2050 年）の高齢化率が高いと予想される場所が

頁	現行	変更後（案）
	見られます。	見られます。
	図の凡例 ・ <u>高齢化率 (H62)</u>	図の凡例 ・ <u>高齢化率 (R32)</u>
29	3-2-(4)-① 全市の災害リスク ・ <u>3番目に新規追加</u>	3-2-(4)-① 全市の災害リスク ・ <u>南海トラフ巨大地震等の地震発生時における宅地地盤の滑動崩落や液状化による被害が懸念されています。このうち令和元年度には、大規模な盛土造成を行った造成地（大規模盛土造成地）が34箇所確認されています。</u>
48	②考慮すべき地域 表中、「都市計画運用指針」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・「 <u>原則、除外 ※ただし、河川上流にて砂防堰堤工事が予定されている場合は含める</u> 」	②考慮すべき地域 表中、「都市計画運用指針」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・「 <u>除外</u> 」
	②考慮すべき地域 表中 ・「 <u>適当か判断を行う</u> 」の欄に <u>新規に行を追加</u>	②考慮すべき地域 表中 ・「 <u>その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（大規模盛土造成地）」「区域あり」「造成宅地防災区域に指定された場合、除外</u> 」
50	災害の危険性 下側の図の吹き出し ・ <u>図（新規）</u> ・「 <u>土砂災害特別警戒区域があるが、河川上流にて砂防堰堤が整備予定のため含む</u> 」	災害の危険性 下側の図の吹き出し ・「 <u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）</u> 」の吹き出しを追加 ・「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）</u> 」
	（土砂災害の危険性） ・ 災害の危険性が高い、土砂災害特別警戒区域や <u>地滑り防止区域</u> 、	（土砂災害の危険性） ・ 災害の危険性が高い、 <u>市内に存在する土砂災害特別警戒区域</u> や地

頁	現行	変更後（案）
	<p>急傾斜地崩壊危険区域については都市機能誘導区域から除きます。</p> <p>・ <u>なお、土砂災害特別警戒区域のうち、その河川上流部にて危険性を低減するための砂防堰堤が整備予定の区域については、都市機能誘導区域に含めることとします。</u></p>	<p><u>すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については、都市機能誘導区域から全て除きます。</u></p> <p>・ <u>(削除)</u></p>
53～54	<p>③地域特性 すべての図中（6箇所）</p> <p>・ <u>将来推計人口密度（H62）</u></p>	<p>③地域特性 すべての図中（6箇所）</p> <p>・ <u>将来推計人口密度（R32）</u></p>
55	<p>○各拠点の区域設定の考え方</p> <p>①新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <p>・ <u>本市の新都市拠点であり、市民文化ホールの建設も予定されていることから、流通、商業、文化の発展を促すための都市機能を誘導する区域として設定します。</u></p> <p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <p>・ <u>JR 川之江駅周辺を中心に、都市再生整備計画による市街地整備を実施しており、中心市街地の賑わいの再生や、公共サービス機能の維持・向上を図るための区域として設定します。</u></p> <p>・ <u>商業系の用途を中心とした公共交通の利便性の高い範囲である都市再生整備計画区域に加え、行政サービス機能を有する川之江庁舎周辺を含む主要幹線道路（新たに整備された塩谷・小山線、県道 5 号川之江大豊線、県道 9 号大野原川之江線）に囲まれた範囲で都市機能誘導区域を設定しています。</u></p>	<p>○各拠点の区域設定の考え方</p> <p>①新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <p>・ <u>本市の新都市拠点であり、市民文化ホールが開館したことから、流通、商業、文化の発展を促すための都市機能を誘導する区域として設定します。</u></p> <p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）</p> <p>・ <u>JR 川之江駅周辺を中心に、都市再生整備計画による市街地整備が完了しており、中心市街地の賑わいの再生や、公共サービス機能の維持・向上を図るための区域として設定します。</u></p> <p>・ <u>商業系の用途を中心とした公共交通の利便性の高い範囲である都市再生整備計画区域に加え、行政サービス機能を有する川之江窓口センター周辺を含む主要幹線道路（新たに整備された塩谷・小山線、県道 5 号川之江大豊線、県道 9 号大野原川之江線）に囲まれた範囲で都市機能誘導区域を設定しています。</u></p>
58	<p>区域図</p> <p>・ <u>図（新規）</u></p>	<p>区域図</p> <p>・ <u>区域図に「市民文化ホール」の箇所を追加</u></p>
59	<p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）の都市機能誘導区域</p> <p>・ <u>図（新規）</u></p>	<p>②市街地拠点（JR 川之江駅周辺）の都市機能誘導区域</p> <p>・ <u>図に「急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地</u></p>

頁	現行	変更後（案）
		<p><u>の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）」の吹き出しを追加</u></p>
	<p>図の凡例中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>凡例に新規追加</u> 	<p>図の凡例中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
	<p>図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規追加</u> 	<p>図中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所、一部も表示）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（7箇所）</u>
60	<p>③市街地拠点（JR伊予三島駅周辺）の都市機能誘導区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> 	<p>③市街地拠点（JR伊予三島駅周辺）の都市機能誘導区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）」の吹き出しを追加</u>
76	<p>3. 都市機能誘導区域別の誘導方針</p> <p>表の左から2列目「新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）」の説明の3項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交流施設となる市民文化ホール</u>の建設が予定 	<p>3. 都市機能誘導区域別の誘導方針</p> <p>表の左から2列目「新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）」の説明の3項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交流施設となる市民文化ホール</u>が開館
78	<p>（1）新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <p>■現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路網のクロスポイントがあり、広域交通の要衝となっています。そのため、大型商業施設が多数立地しています。また、市民文化ホール<u>の建設が予定されています。</u> 	<p>（1）新たな都心部拠点（三島川之江 IC 周辺）</p> <p>■現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路網のクロスポイントがあり、広域交通の要衝となっています。そのため、大型商業施設が多数立地しています。また、市民文化ホール<u>が開館しています。</u>
79	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> 	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域図に「<u>市民文化ホール</u>」の箇所を追加
81	<p>■都市機能誘導区域と誘導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> 	<p>■都市機能誘導区域と誘導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図に「<u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）」の吹き</u>

頁	現行	変更後（案）
	図の凡例中 ・ <u>凡例に新規追加</u>	出しを追加 図の凡例中 ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
82	図中 ・ <u>新規追加</u> （３）市街地拠点（JR伊予三島駅周辺） ■現状・課題 ・ 本庁舎の建替えが <u>予定されているもの</u> 、公共施設の分散や機能の重複が見られます。	図中 ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（３箇所）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（８箇所）</u> （３）市街地拠点（JR伊予三島駅周辺） ■現状・課題 ・ 本庁舎の建替えが <u>完了した</u> もの、公共施設の分散や機能の重複が見られます。
83	■都市機能誘導区域と誘導施設 ・ <u>図（新規）</u>	■都市機能誘導区域と誘導施設 ・ 図に「 <u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）</u> 」の吹き出しを追加
93	②考慮すべき地域 表中の「都市計画運用指針（再掲）」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・ 「 <u>原則、除外 ※ただし、河川上流にて砂防堰堤工事が予定されている場合は含める</u> 」	②考慮すべき地域 表中の「都市計画運用指針（再掲）」の「原則含まない」の「土砂災害特別警戒区域」の判断。 ・ 「 <u>除外</u> 」
97	②考慮すべき地域 表中 ・ 「 <u>適当か判断を行う</u> 」の欄に <u>新規に行を追加</u>	②考慮すべき地域 表中 ・ 「 <u>その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域（大規模盛土造成地）</u> 」「 <u>区域あり</u> 」「 <u>造成宅地防災区域に指定された場合、除外</u> 」
97	災害の危険性（２項目） ・ しかし、これらの地域を全て居住誘導区域から除くことは現実的	災害の危険性（２項目） ・ しかし、これらの地域を全て居住誘導区域から除くことは現実的

頁	現行	変更後（案）
	<p>ではないため、都市機能誘導区域と同様※に<u>防災施設の整備予定</u>や緊急避難体制の状況、継続的な防災対策などを考慮し、居住誘導区域を設定します。</p>	<p>ではないため、都市機能誘導区域と同様※に（<u>削除</u>）緊急避難体制の状況、継続的な防災対策などを考慮し、居住誘導区域を設定します。</p>
101	<p>居住誘導区域拡大図（JR 伊予土居駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（JR 伊予土居駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（古子川）</u>」の吹き出しを追加
102	<p>居住誘導区域拡大図（JR 赤星駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（JR 赤星駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（面白川）</u>」の吹き出しを追加
103	<p>居住誘導区域拡大図（豊岡町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（豊岡町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（面白川）</u>」の吹き出しを追加
105	<p>居住誘導区域拡大図（寒川町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（寒川町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（大谷川）</u>」の吹き出しを追加
106	<p>居住誘導区域拡大図（JR 伊予三島駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（JR 伊予三島駅付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（土石流）は除外（不老谷川）</u>」の吹き出しを追加
107	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>区域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域図に「<u>市民文化ホール</u>」の箇所を追加
108	<p>居住誘導区域拡大図（上分町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図（新規）</u> 	<p>居住誘導区域拡大図（上分町付近）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図に「<u>急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）</u>」の吹き出しを追加 ・図に「<u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（塩谷地</u>

頁	現行	変更後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区)」の吹き出しを追加</u> ・ <u>図に「土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（大門地区）」の吹き出しを追加</u>
	図の凡例中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>凡例に新規追加</u> 	図の凡例中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
	図中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規追加</u> 	図中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所、一部も表示）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（7箇所）</u>
109	居住誘導区域拡大図（JR 川之江駅付近） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u> ・ <u>図（新規）</u> 	居住誘導区域拡大図（JR 川之江駅付近） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図に「急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（西の浜（西ノ浜）地区、中須古町地区）」の吹き出しを追加</u> ・ <u>図に「土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（塩谷地区）」の吹き出しを追加</u> ・ <u>図に「土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は除外（大門地区）」の吹き出しを追加</u>
	図の凡例中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>凡例に新規追加</u> 	図の凡例中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）</u>
	図中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規追加</u> 	図中 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模盛土造成地（谷埋め型）の位置（3箇所）</u> ・ <u>大規模盛土造成地（腹付け型）の位置（8箇所）</u>
110	1. 誘導施策の設定 （1）基本的な考え方 図中の最下段左から3つ目の枠中	1. 誘導施策の設定 （1）基本的な考え方 図中の最下段左から3つ目の枠中

頁	現行	変更後（案）
	①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通網形成計画の策定	①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通計画の策定
112	3つ目の枠中 プロセス・定性目標の冒頭 地域公共交通網形成計画（ソフト）の策定、	3つ目の枠中 プロセス・定性目標の冒頭 地域公共交通計画（ソフト）の策定、
113	<p>(3) 誘導施策</p> <p>①ネットワークの充実（重点施策）3つ目</p> <p>・そこで、既存の公共交通網の充実や新たなネットワークの検討など地域公共交通網に関する総合的なあり方を検討するため、<u>地域公共交通網形成計画</u>の策定を行います。</p> <p>「誘導施策」の図中</p> <p>・<u>地域公共交通網形成計画</u>の策定</p>	<p>(3) 誘導施策</p> <p>①ネットワークの充実（重点施策）3つ目</p> <p>・そこで、既存の公共交通網の充実や新たなネットワークの検討など地域公共交通網に関する総合的なあり方を検討するため、<u>地域公共交通計画</u>の策定を行います。</p> <p>「誘導施策」の図中</p> <p>・<u>地域公共交通計画</u>の策定</p>
122	7-1-2-⑤ その他、各部局の取組 表中 ■居住誘導区域に係る施策(案) (安全な居住地の形成) ・ <u>新規追加</u>	7-1-2-⑤ その他、各部局の取組 表中 ■居住誘導区域に係る施策(案) (安全な居住地の形成) ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地液状化防止事業の推進（宅地耐震化推進事業）
125	図中の下段から2つ目 ①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通網形成計画の策定	図中の下段から2つ目 ①ネットワークの充実の下段の誘導施策 地域公共交通計画の策定
126	<p>(3) 評価指標及び目標値、中間目標</p> <p>・評価指標は、本計画の目標年次である<u>平成49年</u>（2037年）を最終年次、<u>平成39年</u>（2027年）を中間年次として目標値を設定します。中間目標は直近の5年間の目標とし、その動向を確認することで施策や計画の見直しに活かすものとします。</p>	<p>(3) 評価指標及び目標値、中間目標</p> <p>・評価指標は、本計画の目標年次である<u>令和19年</u>（2037年）を最終年次、<u>令和9年</u>（2027年）を中間年次として目標値を設定します。中間目標は直近の5年間の目標とし、その動向を確認することで施策や計画の見直しに活かすものとします。</p>
	■評価指標及び目標値、中間目標	■評価指標及び目標値、中間目標

頁	現行	変更後（案）
	<ul style="list-style-type: none"> 中間目標 <u>平成 34 年</u>（2022 年）の文章中 ○<u>地域公共交通網形成計画</u>の策定に着手 表中、注：にある「<u>平成（Hを含む）</u>」年号のすべて（溶け込み） 	<ul style="list-style-type: none"> 中間目標 <u>令和 4 年</u>（2022 年）の文章中 ○<u>地域公共交通計画</u>の策定に着手 表中、注：にある「<u>平成（Hを含む）</u>」を「<u>令和（Rを含む）</u>」年号（溶け込み）
127	図中の <u>誘導施策</u> の文中 <ul style="list-style-type: none"> <u>地域公共交通網形成計画</u>の策定、都市・地域総合交通戦略の策定 	図中の <u>誘導施策</u> の文中 <ul style="list-style-type: none"> <u>地域公共交通計画</u>の策定、都市・地域総合交通戦略の策定
128	「評価指標」表中、②居住誘導区域内の人口密度の維持（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の人口密度 <u>30.2 人/ha</u> ⇒ 30 人/ha 	「評価指標」表中、②居住誘導区域内の人口密度の維持（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の人口密度 <u>30.4 人/ha</u> ⇒ 30 人/ha
	■評価指標及び目標値、中間目標（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 表中、注：、最下段「※」にある「<u>平成（Hを含む）</u>」年号のすべて 	■評価指標及び目標値、中間目標（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 表中、注：、最下段「※」にある「<u>平成（Hを含む）</u>」を「<u>令和（Rを含む）</u>」年号
	「参考：居住誘導のイメージ」の図中の面積（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外：<u>12,050ha</u> 居住誘導区域：<u>1,561ha</u> 	「参考：居住誘導のイメージ」の図中の面積（溶け込み） <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外：<u>12,057ha</u> 居住誘導区域：<u>1,555ha</u>
131	1. 都市機能誘導区域に係る届出 <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法 108 条に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で次の行為を行おうとする場合は届出が必要となります。 	1. 都市機能誘導区域に係る届出 <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法<u>第 108 条及び第 108 条の 2</u>に基づき、本計画で定めた都市機能誘導区域外で次の行為を行おうとする場合<u>及び都市機能誘導区域内の誘導施設の休止・廃止</u>は届出が必要となります。
	(1) 届出対象行為 【届出の対象となる行為】 表 <ul style="list-style-type: none"> <u>(新規)</u> 	(1) 届出対象行為 【届出の対象となる行為】 表 <ul style="list-style-type: none"> 表に「<u>休止・廃止</u>」「<u>・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止し、又は廃止する場合</u>」の行を追加
132	図 届出運用フロー <ul style="list-style-type: none"> <u>(新規)</u> 	図 届出運用フロー <ul style="list-style-type: none"> 図に「<u>誘導区域内の誘導施設の休止・廃止</u>」を追加

頁	現行	変更後（案）
157	参考資料－３－（５） 表中 ■居住誘導区域に係る施策(案) （安全な居住地の形成） ・ <u>新規追加</u>	参考資料－３－（５） 表中 ■居住誘導区域に係る施策(案) （安全な居住地の形成） ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地液状化防止事業の 推進（宅地耐震化推進事業）
176	参考データ集 1. 人口密度のかかるデータ（１）地区別の人口 地域・地区 ・伊予三島の18行目 <u>富郷町寒川山</u> 1. 人口密度のかかるデータ（１）地区別の人口 ・居住誘導区域（列） 面積 川之江 川之江町 <u>226.9</u> 伊予三島 中曾根町 <u>98.8</u> 土居 土居町津根 <u>51.7</u> 総計 <u>1,561.6</u> 用途地域 <u>1,258.7</u> 公共交通周辺 <u>1,118.8</u> 川之江 <u>549.3</u> 伊予三島 <u>802.2</u> 土居 <u>210.2</u> ・2010年の人口密度(人/ha)（列） 川之江 川之江町 <u>38.8</u> 伊予三島 中曾根町 <u>29.5</u> 土居 土居町津根 <u>22.9</u>	参考データ集 1. 人口密度のかかるデータ（１）地区別の人口 地域・地区 ・伊予三島の18行目 <u>金砂町小川山</u> 1. 人口密度のかかるデータ（１）地区別の人口 ・居住誘導区域（列） 面積 川之江 川之江町 <u>225.5</u> 伊予三島 中曾根町 <u>94.7</u> 土居 土居町津根 <u>50.8</u> 総計 <u>1,555.1</u> 用途地域 <u>1,252.2</u> 公共交通周辺 <u>1,112.3</u> 川之江 <u>547.9</u> 伊予三島 <u>798.1</u> 土居 <u>209.3</u> ・2010年の人口密度(人/ha)（列） 川之江 川之江町 <u>39.0</u> 伊予三島 中曾根町 <u>30.8</u> 土居 土居町津根 <u>23.3</u>

頁	現行	変更後 (案)
	総計 <u>30.7</u> 用途地域 <u>33.5</u> 公共交通周辺 <u>31.6</u> 川之江 <u>34.5</u> 伊予三島 <u>31.1</u> 土居 <u>19.4</u>	総計 <u>30.9</u> 用途地域 <u>33.7</u> 公共交通周辺 <u>31.8</u> 川之江 <u>34.6</u> 伊予三島 <u>31.3</u> 土居 <u>19.5</u>
177	・居住誘導区域 (列) 2015年・2035年・2050年の人口密度(人/ha) (列) 川之江 川之江町 <u>38.2</u> ・ <u>30.1</u> ・ <u>24.8</u> 伊予三島 中曾根町 <u>28.9</u> ・ <u>24.0</u> ・ <u>20.7</u> 土居 土居町津根 <u>23.1</u> ・ <u>19.2</u> ・ <u>16.9</u> 総計 <u>30.2</u> ・ <u>24.3</u> ・ <u>20.4</u> 用途地域 <u>32.9</u> ・ <u>26.5</u> ・ <u>22.3</u> 公共交通周辺 <u>31.0</u> ・ <u>24.7</u> ・ <u>20.5</u> 川之江 <u>34.7</u> ・27.0・22.5 伊予三島 <u>30.2</u> ・ <u>24.8</u> ・ <u>21.0</u> 土居 <u>18.5</u> ・ <u>15.1</u> ・12.6	・居住誘導区域 (列) 2015年・2035年・2050年の人口密度(人/ha) (列) 川之江 川之江町 <u>38.4</u> ・ <u>30.2</u> ・ <u>25.0</u> 伊予三島 中曾根町 <u>30.1</u> ・ <u>25.1</u> ・ <u>21.6</u> 土居 土居町津根 <u>23.5</u> ・ <u>19.5</u> ・ <u>17.2</u> 総計 <u>30.4</u> ・ <u>24.4</u> ・ <u>20.5</u> 用途地域 <u>33.1</u> ・ <u>26.6</u> ・ <u>22.4</u> 公共交通周辺 <u>31.1</u> ・ <u>24.8</u> ・ <u>20.6</u> 川之江 <u>34.8</u> ・27.0・22.5 伊予三島 <u>30.4</u> ・ <u>24.9</u> ・ <u>21.1</u> 土居 <u>18.6</u> ・ <u>15.2</u> ・12.6
	・都市機能誘導区域 (列) 面積 川之江 川之江町 <u>130.5</u> 伊予三島 中曾根町 <u>49.9</u> 総計 <u>674.3</u>	・都市機能誘導区域 (列) 面積 川之江 川之江町 <u>129.1</u> 伊予三島 中曾根町 <u>46.9</u> 総計 <u>669.9</u>
	・都市機能誘導区域 (列) 2010年・2015年・2035年・2050年の人口密度(人/ha) (列) 川之江 川之江町 <u>34.0</u> ・ <u>33.4</u> ・ <u>25.3</u> ・ <u>20.2</u> 伊予三島 中曾根町 <u>25.8</u> ・ <u>23.8</u> ・ <u>20.4</u> ・ <u>17.1</u>	・都市機能誘導区域 (列) 2010年・2015年・2035年・2050年の人口密度(人/ha) (列) 川之江 川之江町 <u>34.3</u> ・ <u>33.7</u> ・ <u>25.6</u> ・ <u>20.4</u> 伊予三島 中曾根町 <u>27.4</u> ・ <u>25.3</u> ・ <u>21.6</u> ・ <u>18.2</u>

頁	現行	変更後（案）
	総計 <u>30.8</u> ・ <u>29.9</u> ・ <u>23.9</u> ・ <u>19.8</u> ・都市機能誘導区域 総計の下の①～⑥の合計表 <u>（表中の合計の誤りをすべて修正）</u>	総計 <u>31.0</u> ・ <u>30.1</u> ・ <u>24.1</u> ・ <u>19.9</u> ・都市機能誘導区域 総計の下の①～⑥の合計表 <u>（表中の合計のすべてを修正）</u>
184	（５）居住誘導の可能性検証（表中）居住誘導区域の人口密度 ・2010年 <u>30.7</u> ・2015年 <u>30.2</u> ・2035年 <u>24.3</u> ・2050年 <u>20.4</u> 2015年の人口分布、2035年の人口分布の図中の面積 ・居住誘導区域外： <u>12,050ha</u> ・居住誘導区域： <u>1,561ha</u>	（５）居住誘導の可能性検証（表中）居住誘導区域の人口密度 ・2010年 <u>30.9</u> ・2015年 <u>30.4</u> ・2035年 <u>24.4</u> ・2050年 <u>20.5</u> 2015年の人口分布、2035年の人口分布の図中の面積 ・居住誘導区域外： <u>12,057ha</u> ・居住誘導区域： <u>1,555ha</u>
裏表紙	・作成／平成 <u>30</u> 年(<u>2018</u> 年)3月	・作成日／令和 <u>3</u> 年(<u>2021</u> 年)3月